

入札説明書

中部地方整備局庄内川河川事務所の「平成21年度 庄内川打出地区用地調査」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示日 平成21年10月15日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 庄内川河川事務所長 小島 優
愛知県名古屋市北区福德町5-5-2

3. 業務概要

- (1) 業務名 平成21年度 庄内川打出地区用地調査（電子入札対象案件）
(2) 業務内容

本業務は、庄内川河川事務所が実施する事業に必要となる用地取得に伴う用地調査を行うものである。

- (3) 履行場所 愛知県名古屋市中川区～愛知県名古屋市港区
(4) 履行期限 平成22年3月10日
(5) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

用地測量

・打合せ協議（当初・中間・成果品納入時）	3回
・作業計画（用地測量）	1業務
・現地踏査	1業務
・復元測量	0. 05万m ²
・境界確認	1. 09万m ²
・土地境界立会確認書作成	1. 09万m ²
・補助基準点設置	1. 09万m ²
・境界測量	1. 09万m ²
・用地境界仮杭設置	0. 84万m ²
・境界点間測量	1. 09万m ²
・面積計算	0. 84万m ²
・用地実測図原図作成1/500	1. 09万m ²
・用地平面図作成1/500	1. 09万m ²
・土地調書作成	0. 15万m ²
・土地現地調査書作成	0. 84万m ²

・添付図作成	0. 84万m ²
・確定図1／500	1. 09万m ²
用地調査	
・打合せ協議（基本額）	1業務
・附帯工作物（農家B）予備調査無	1戸
・立竹木（用材林）平坦地	1. 54千m ²

(6) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 経理課

〒462-0052 愛知県名古屋市北区福德町5-52

TEL 052-914-6712 FAX 052-914-6765

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合。

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ ②に掲げる平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。指名通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

尾張・一宮・海部建設事務所管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

尾張・一宮・海部建設事務所管内とは以下の市町村とする。

名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市

愛知郡 東郷町、長久手町

西春日井郡 豊山村

丹羽郡 大口町、扶桑町

海部郡 七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村

※ 営業拠点等とは、尾張・一宮・海部建設事務所管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門及び物件部門に係るいずれかの補償業務。

類似業務：上記以外の登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも参加表明書を提出す

ることができるが、この場合、参加表明書の提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録申請書の写し又は登録追加申請書の写し、若しくは補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定、以下「実施規程」という。）第20条に基づく当該登録部門に係る研修及び検定試験の免除申請の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までにいずれかの登録を受け、登録証の写しを提出しなければならない。指名通知の日は別表①の日を予定する。

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務管理者。
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める実施規程第3条に掲げる土地調査部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

（5）配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門及び物件部門に係るいずれかの補償業務。

類似業務：上記以外の登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務。

（6）手持ち業務量に関する要件

平成21年10月15日現在、主任担当者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、全て手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

（7）業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③登録規程第2条第1項の別表に掲げる、土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条に掲げる、土地調査部門及び物件部門の補償業務管理士を有していない場合。

5. 担当部局

〒462-0052 愛知県名古屋市北区福德町5-2

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所

①契約手続に関すること：経理課契約指導係

電話 052-914-6712 FAX 052-914-6765

メールアドレス : hosokawa-t85aa@cbm.mlit.go.jp

②参加表明者等の作成に関すること：用地課用地第一係

電話 052-914-6910 FAX 052-914-6765

メールアドレス : katamachi-k85aa@cbm.mlit.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提出先：5. ①と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送又は電送する旨の表示
- ②郵送又は電送する書類の目録
- ③郵送又は電送する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他

①参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ②提出された参加表明書は、返却しない。
- ③分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤参加表明書に関する問い合わせ先・・・5. ②と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

(1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2) 「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに配置予定主任担当者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点		配点	得点
		判断基準		
基本事項 (企業)	業務実績 平成11年度以降の同種又は類似業務の実績	次の順位で評価する。 ※ 業務実績が無い場合は選定しない。		5
		①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	5 0	
	平成11年度以降の同種又は類似業務の業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		5
		①75点以上	5	
		②70点以上75点未満	3	
		③65点以上70点未満	1	
		④60点以上65点未満	0	
	企業信頼度 (優良表彰) 平成17年以降の優良表彰の受賞の有無	次の順位で評価する。 ※ 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、	5	5

		全国規模の発表会での受賞等も認め る。①優良表彰の受賞実績有り。 ②優良表彰の受賞実績無し。	0	
地域での 業務経験	過去 10 年 間 の 地域での業務経 験の有無	次の順位で評価する。		5
		①尾張・一宮・海部建設事務所管内地 域における業務経験がある。 ②上記に該当がない。	5 0	
企業信頼度（指名停止等）		参加表明書提出日より以下の期間内 に中部地方整備局から指名停止等の処 分を受けている場合、評価点を減じる。 ア) 営業停止又は指名停止期間 処理後6ヶ月 イ) 文書注意後2ヶ月 ウ) 口頭注意後1ヶ月		0
		①処分を受けていない。 ②処分を受けている。	0 -5	
		当該業務に関連する部門の補償コン サルタント登録の有無を次の順位で評 価する。		
その他（補償コンサルタ ント登録の有無）		①土地調査部門及び物件部門の補償コ ンサルタント登録がある。 ②上記に該当しない。	5 0	5
		尾張・一宮・海部建設事務所管内の 常駐技術者を次の順位で評価する。		
		①2人以上の測量士を有する。 ②上記に該当しない。	5 0	
基本事項 (技術者)	技術者資格	次の順位で評価する。		5
		①物件部門に係る補償業務管理者又は 補償業務管理士の資格を有する。 ②上記に該当しない。	5 0	
業務実績	平成 11 年 度 以 降の同種又は類 似業務の実績	次の順位で評価する。 ※ 業務実績が無い場合は選定しない。		5
		①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	5 0	
	平成 11 年 度 以 降の同種又は類 似業務の業務成 績	提出された3件の同種又は類似業務 の業務成績の平均を次の順位で評価す る。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定 の対象外の業務（業務成績を付与し ていない業務や契約額500万円未満 の業務あるいは都道府県等における		5

		<p>業務、請負業務以外の業務等) の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。</p> <p>また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。</p> <table border="1"> <tr> <td>①75点以上</td><td>5</td></tr> <tr> <td>②70点以上75点未満</td><td>3</td></tr> <tr> <td>③65点以上70点未満</td><td>1</td></tr> <tr> <td>④60点以上65点未満</td><td>0</td></tr> </table>	①75点以上	5	②70点以上75点未満	3	③65点以上70点未満	1	④60点以上65点未満	0		
①75点以上	5											
②70点以上75点未満	3											
③65点以上70点未満	1											
④60点以上65点未満	0											
技術者信頼度（優良表彰）	平成17年以降の優良表彰の受賞の有無	<p>次の順位で評価する。</p> <p>※ 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。</p> <table border="1"> <tr> <td>①優良表彰の受賞実績有り。</td><td>5</td></tr> <tr> <td>②優良表彰の受賞実績無し。</td><td>0</td></tr> </table>	①優良表彰の受賞実績有り。	5	②優良表彰の受賞実績無し。	0		5				
①優良表彰の受賞実績有り。	5											
②優良表彰の受賞実績無し。	0											
地域精通度	過去10年間の当該事務所周辺での業務経験の有無	<p>下記の順位で評価する。</p> <table border="1"> <tr> <td>①尾張・一宮・海部建設事務所管内の業務経験を有する。</td><td>5</td></tr> <tr> <td>②愛知県内での業務経験を有する。</td><td>3</td></tr> <tr> <td>③上記に該当しない。</td><td>0</td></tr> </table>	①尾張・一宮・海部建設事務所管内の業務経験を有する。	5	②愛知県内での業務経験を有する。	3	③上記に該当しない。	0		5		
①尾張・一宮・海部建設事務所管内の業務経験を有する。	5											
②愛知県内での業務経験を有する。	3											
③上記に該当しない。	0											
専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	全ての手持ち業務の契約金額が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合は選定しない。										
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条に掲げる土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理士を有していない場合。 										

8. 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局庄内川河川事務所長に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ①受付場所：5. ①と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
- ①質問の受付先：5. ①と同じ。
 - ②質問の受付期間：別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
- ①閲覧場所：庄内川河川事務所 経理課
 - ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間
別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）
- (2) 入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により庄内川河川事務所経理課まで持参すること。
- (3) 開札の日時及び場所
別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、場合によっては3回目を執行することがある。
なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4.に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(3)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定主任担当者の制限又は品質証明等について、次の①から④のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。
- ② 過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において主任担当者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。
- ③ 受注者が行う当該業務の補償コンサル業務の照査に加え、第三者による補償コンサル業務の照査を受注者の負担において実施する。

補償コンサル業務の照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

- 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- 3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。
- 5) 第三者による補償コンサル業務の照査を実施する技術者は、用地調査等共通仕様書第2条に定める「照査技術者」と同様に、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有すると認めた者であること。

なお、第三者による補償コンサル業務の照査にかかる再委託については、用地調査等請負契約書第6条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、用地調査等請負契約書第38条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による補償コンサル業務の照査を実施した者が責任を負うものではない。

- ④ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る用地買収が完了するまでとする。

(2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無。

18. 契約書作成の要否等

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 無。 部分払 0回。

20. 火災保険付保の要否 否。

21. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ。

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～8、A4判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の当該地域での業務経験、業務拠点	<ul style="list-style-type: none">・過去10年間の尾張・一宮・海部建設事務所管内での業務経験について記載する。・記載する業務の件数は最大1件とする。・参加表明者の尾張・一宮・海部建設事務所管内の業務拠点を記載する。・営業拠点の所在地を証するものを提出すること。（パンフレット等）・記載様式は様式－2とする。
参加表明者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。・記載する業務の件数は、3件とする。・記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
参加表明者の補償コン	<ul style="list-style-type: none">・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録状況を記載する。

サルタント登録の状況等、迅速性	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式－4とする。 尾張・一宮・海部建設事務所管内における常駐技術者数を記載する。 技術者資格及び常駐技術者数が確認できる書類を提出すること。
配置予定主任担当者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 手持ち業務は平成21年10月15日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 <p>手持ち業務とは主任担当者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去10年間の尾張・一宮・海部建設事務所周辺での業務実績について、1件記載する。なお、業務実績は、発注機関を問わない。 記載様式は様式－5とする。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 記載する業務の件数は、3件とする 記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
優良業務表彰の有無	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明者の平成17年以降の優良表彰の受賞の有無について記載する。 配置予定主任担当者の平成17年以降の優良表彰の受賞の有無について記載する。 記載様式は様式－7とし、優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出すること。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務の分担について記載する。 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門及び物件部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条に掲げる土地調査部門及び物件部門の補償業務管理士の保有状況を記載する。 記載様式は様式－8とする。

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、参加表明者及び配置予定主任担当者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

また、配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 参加表明書の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、参加表明書に記載した配置予定主任担当者を当該業務の主任担当者として配置すること。主任担当者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局庄内川河川事務所経理課 電話052-914-6712へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の予定日	平成21年10月28日
②	参加表明書の提出期間	平成21年10月16日から 平成21年10月21日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成21年10月16日から 平成21年10月26日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成21年11月6日10時00分から 平成21年11月9日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札予定日及び場所	平成21年11月10日 庄内川河川事務所 入札室

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
庄内川河川事務所長 小島 優 殿

住 所
電話番号
F A X
会 社 名
代表者 役職名 氏名 (※印)
(※ 紙入札方式の場合は押印すること)

平成21年10月15日付で手続開始の公示がありました平成21年度
庄内川打出地区用地調査に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－1から様式－8まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手を貼った長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。

(様式－2)

参加表明者

①当該地域での業務経験（平成11年度以降）			
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間
②営業拠点等の所在地			
会社名	所在地	在地	

※当該地域での業務経験が確認できる書類の写しを提出すること。

※所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

(様式－3)

参加表明者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	同種（或いは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務成績（評定）	点			

※業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

※業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。

(様式－4)

参加表明者の補償コンサルタント登録の状況等

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	変更年月日	登録部門

※補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に定める登録部門における登録状況を記載する。

※変更年月日は、新規登録もしくは更新登録を行った以降に、補償業務管理者を変更した場合に記載する。

参加表明者の尾張・一宮・海部建設事務所管内における常駐技術者数

技術者資格	常駐技術者数
測量士	人

※常駐技術者数及び技術者資格が確認できる書類を添付すること。なお、技術者資格が確認できる書類は、7. 入札参加者を指名するための基準（2）入札参加者を選定するための基準において、判断基準とされている「2人以上」であることが確認できる技術者分を添付すればよい。

(様式－5)

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな ①氏名	②生年月日 才												
③所属・役職													
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日) 補償業務管理者(部門：○○○)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日 補償業務管理士(部門：△△△)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日 補償業務管理士(部門：□□□)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日 その他(名称：)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日													
⑤手持業務の状況(平成21年10月15日現在)、契約金額500万円以上 <table border="1"><thead><tr><th>業務名(TECRIS登録番号)</th><th>発注機関</th><th>履行期間</th><th>契約金額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>(契約金額合計 万円)</td></tr></tbody></table>				業務名(TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	契約金額				(契約金額合計 万円)		
業務名(TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	契約金額										
			(契約金額合計 万円)										
⑥尾張・一宮・海部建設事務所管内での業務実績(平成11年度以降) <table border="1"><thead><tr><th>業務地域 (都道府県・市町村名)</th><th>業務名 (TECRIS登録番号)</th><th>発注機関</th><th>履行期間</th><th>受注会社名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	受注会社名					
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間	受注会社名									

(様式－6)

配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	同種（或いは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務の技術的特徴				
当該技術者の業務担当の内容				
業務成績（評定）	点			

※業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。

※業務の概要等については、業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

※業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。

(様式－7)

優良業務表彰の有無

平成17年度から平成21年度の企業の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

企業の優良表彰があった場合、以下を記載する。

(補償関係コンサルタント業務)

表彰年度	業務名	発注者	表彰者
○年度	○○年度△△△業務	○○事務所	局長又は事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

平成17年度から平成21年度の技術者の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

技術者の優良表彰があった場合、以下を記載する。

(補償関係コンサルタント業務)

表彰年度	業務名	発注者	主任担当者	表彰者
○年度	○○年度△△△業務	△△事務所		局長又は事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

(様式－8)

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(補償業務管理士等の保有状況)

資格名	部 門	①氏 名	②登録番号	③取得年月日
補 償 業 務 管 理 者	土地調査部門			
	土地評価部門			
	物件部門			
	機械工作物部門			
	営業補償・特殊補償部門			
	事業損失部門			
	補償関連部門			
補 償 業 務 管 理 士	総合補償部門			
	土地調査部門			
	土地評価部門			
	物件部門			
	機械工作物部門			
	営業補償・特殊補償部門			
	事業損失部門			
	補償関連部門			
	総合補償部門			

※保有する補償業務管理者又は補償業務管理士を記載する。